

市 民 集 会 決 議

平均年齢が82歳を超える全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）が、ハンストを含む実力行使を行う旨決議したことを知ったとき、私たちは、一体ハンセン病療養所で何が起きているのかと驚きを禁じえませんでした。

私たちの多くは、全国から集まった93万人もの署名を受けて、2008年6月に制定されたハンセン病問題基本法を実施することによって、ハンセン病問題は解決に向かっているものと考えていたのです。基本法11条には、「国は、医師、看護師及び介護員の確保に努める」と書かれてあったからです。

私たちは、本日の集会に参加して、療養所において、信じられない程に深刻な事態が進行していることを知りました。

職員の不足から食事の介助が十分にできないため、誤嚥性肺炎で亡くなる入所者が激増しています。

夜中に排尿のためコールしても職員が来てくれない、失禁しそうになって自力でトイレに行こうとして転倒、骨折したというケースも沢山生じています。どんなに暑い日も、どんなに寒い日も入浴は週3日と決められているというのです。認知症と診断された入所者は、土曜、日曜日になると人手不足で昼間から睡眠薬を投与されているという報告さえなされているというのです。

すべては、国が国家公務員の定数削減の一環として、ハンセン病療養所の職員を減らし続け欠員を補充せず、700名を超える賃金職員を放置するという結果生じた事態です。

2001年の熊本地裁判決は、隔離政策による被害を「人生被害」とであると明らかにしました。国は、その被害を回復するために、入所者に対し、生きてきてよかったと心から思えるような余生を保障すると約束し続けてきたはずです。

ところが、その国が、こうした事態の改善を求め続けた入所者の切実な声を無視し続けてきました。

全療協のハンスト宣言は、自らの人間としての尊厳といのちを守るために、文字通りいのちを削っての決意表明だったのです。

国は、82歳を越える入所者にハンストを強いてまで、約束違反を繰り返そうと、いうのでしょうか。

本日の集会に参加した私たちは、怒りを込めて以下のことを国に要求します。

- 1 国家公務員の定数削減の対象からハンセン病療養所を除外し、看護師・介護員の大幅増員を図ること
- 2 賃金職員を直ちに正職員化すること

私たちは、全療協のハンストを含めた実力行使宣言を全面的に支持し、最後までともにたたかいぬくことを誓います。

平成24年11月5日

ハンセン病療養所の実態を告発する市民集会